

英国から日本向けに輸出される家きん肉等の一時輸入停止措置について

令和3年11月15日

今般、英国のランカシャー州及びノースヨークシャー州の家きん飼養農場において高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認されたことから、これら2州から日本向けに輸出される家きん肉等について、輸入が停止されました。

なお、輸入停止措置の対象地域、品目等については下記のとおりです。

記

1 輸入停止措置の対象地域

ランカシャー州及びノースヨークシャー州

2 輸入停止措置の対象品目

- (1) 家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちよう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ）の肉、臓器等及びこれらの加工品
- (2) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

ただし、令和3年10月19日以前に英国においてと殺又は採卵された（1）及び（2）の品目であり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであること（令和3年10月19日までに加工、梱包まで終了していることが必要）を英国政府が証明しているものについては、輸入停止措置の対象外とする。

3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛

ただし、令和3年10月19日以前に英国において生産された羽毛であり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであることを英国政府が証明しているものについては、鳥インフルエンザの観点からは消毒の対象から除外する。ただし、ニューカッスル病又は家きんコレラ発生地域から輸入される羽毛については、引き続き、消毒の対象とする必要があるので留意されたい。